

壱岐市農業委員会定例会（令和5年7月）  
議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日（火）午前9時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・農業委員会長 外 農業委員 17名  
4. 欠席委員 ・・・番・・・委員  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程  
　　第1. 議事録署名委員の指名 ・・・番 ・・・委員 ・・・番 ・・・委員  
　　第2. 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について  
　　議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について  
　　議案第33号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について  
　　議案第34号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について  
7. 報告事項 農業用施設等届出申請について  
8. その他
- 
- 事務局 皆さんおはようございます。  
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和5年7月の農業委員会の総会を開会致します。  
本日は、・番 ・・・委員さんより欠席の届け出がでております。  
本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。  
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・番 ・・・委員、・・番 ・・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第31号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、全て個人でありますので「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件贈与で1件売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 25番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字津ノ上 ・・・番・ 地目 畑 面積 1212m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 0 m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する

譲受人 譲渡人から購入し農業に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況については野菜等の作付けです。

農機具は、トラクター、管理機、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は本人が2年です。通作距離については、自宅横5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、ニンニクを作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明通り、7月19日に現地確認に致しました。

・・さんは、譲渡人の・・さんの農地が自宅の前にあるため、許可を受けご自分で除草等の管理をしていたということです。今回、買い受けて、ニンニクをはじめ野菜等を耕作するという事ありました。

皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第31号25番は、決定します。続きまして、26番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

#### 26番 土地の所在

いしでら 芦辺町中野郷本村触	字石寺	いしでら ・・・番	地目	畠	面積	4, 105 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	551 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	746 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	1, 052 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	574 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	1, 079 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	207 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	541 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	800 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	26 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	1, 140 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	257 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	228 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	76 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	228 m <sup>2</sup>
譲渡人	・・・	・・・				
譲受人	・・・	・・・				

経営地面積は、畠が11, 610 m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 後継者である譲受人に生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、みかんの作付けです。

農機具は、軽ワゴン、管理機、動噴霧器を所有されてあります。農作業歴は本人が5年、祖母が60年です。通作距離については、遠いところで1Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今後も引き続きみかんを栽培するので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、7月19日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんか、祖母である・・さんより農地を譲り受け、みかん等を引き続き栽培するという事でございます。祖母の農地のお孫さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第31号26番は、決定します。続きまして、27番の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

27番 土地の所在

石田町石田西触 字白水 <sup>しろみづ</sup> ・・・・番・ 地目 畑 面積 215m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、0m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 申請地の隣接地に居住する譲受人に生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により譲り受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、野菜の作付けです。農機具は、草刈機を所有されてあります。農作業歴は本人が0年です。

通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今後も引き続き野菜を作付るので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明通り、7月19日に現地確認に致しました。母親名義の農地を息子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第31号27番は、決定します。続きまして、議案第32号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第32号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

13番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字鎌崎 ・・・番・ 地目 畑 面積 78m<sup>2</sup>

同じく ・・・番・ 地目 畑 面積 287m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、仮住まいをしているが、家が手狭なため、申請地を買い受け居宅を建築したい、というものです。

農振用農用地区域外の農地で、農地区分は市街地にある第3種農地として判断致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。7月19日に・・委員さんと譲渡人の旦那さんの立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、7月19日に現地確認を致しました。

・・さんは、お母さんである・・・さんの農地の一部を買い受けて自己の居宅を建築したいという事であります。

合併処理浄化槽も設置される予定で、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第32号13番は、意見を付して進達いたします。続きまして、14番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

14番 土地の所在

郷ノ浦町木田触 字中尾 ・・・番・ 地目 畑 面積 612m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

一般個人住宅の上限500m<sup>2</sup>を超えておりますが、法面等が121m<sup>2</sup>あります

ので、住宅地としての有効面積は491m<sup>2</sup>となります。

譲渡人 ······

譲受人 ······

申請理由 現在、借家住まいをしているが、子供の成長に伴い手狭になつたため、申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したい、というものです。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年6月5日に完了致しております。

農地区分は、公共投資の対象となつていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。今年3月20日の農振地域除外時に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行つております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、令和5年3月農振除外のご承認をいただいた件です。

現在、仮住まいをしているが、子供の成長に伴い自己の居宅を建築したいということで、実家に近い、立地条件も良い申請地を選んだという事です。合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第32号14番は、意見を付して進達いたします。続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

15番 土地の所在

石田町池田東触 字参事川 ・・・番・ 地目 田 面積 253m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ······

譲受人 ······

申請理由 現在、借家住まいをしているが、子供の成長に伴い手狭になつたため、申請地を買い受けて自己の居宅を建設したい、というものです。

農振用農用地区域外の農地で、農地分類は、10ha以上の規模の一団の農地区域内にある第1種農地ではありますが、例外許可規定で居住者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、店舗、事務所、作業場等)となっております。

今回の案件は、・・・・さんが住宅用地として利用したいということありますので、例外規定に該当すると判断しております。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。7月19日に・・委員さんと譲受人の奥さんの立会いの下、現地確認を行つております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、7月19日に現地確認を致しました。子供の成長に伴い手狭になったため、自己の居宅を建設したいということで、建設候補地を探していましたところ、知人である譲渡人所有の農地の紹介を受け、今回買い受けるというものです。合併処理浄化槽も設置される予定で、何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第32号15番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第33号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第34号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第33号と議案第34号は一括して説明させて頂きます。14頁をお願い致します。

議案第33号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

15頁の令和5年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありますと、再度14頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、使用賃貸借権設定の10年間の田の新規が1筆で988m<sup>2</sup>、更新も1筆で4, 243m<sup>2</sup>、畠の新規が1筆で1, 548m<sup>2</sup>、賃貸借権設定の合計が3筆で6, 779m<sup>2</sup>です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、16頁をお願い致します。議案第34号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。17頁の令和5年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)についての一覧表のとおりでありますと、再度16頁をお願い致します。計画(案)につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画(案)は、議案第33号で説明致しました通りであります。

この計画(案)につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第33号の農用地利用集積計画の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第33号と議案第34号は原案のとおり決定し、その旨回答します。続きまして、報告事項「農業用施設等届出申請について」事務局から報告をお願いします。

事務局 はい、18頁をお願いします。

#### 4番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字石原 ・・・番・の一部 地目 畑

面積 1, 128 m<sup>2</sup>のうち 60 m<sup>2</sup>

転用目的 農業用施設

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎を設置して利用したいので申請します、ということです。位置図・写真・配置図は、19頁から21頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい 報告事項ですので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】続きまして、その他の件をお願いします。

その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

① 8月の定例会の日程 → 令和5年8月25日(金) 午前9時～

② 令和5年度地区別農業委員会委員研修会

日時 令和5年9月21日木曜日 14時～ 壱岐の島ホール

③ 農業委員会視察研修について

④ 意向調査について

⑤ 農業者年金の推進について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。